

令和7年度税制改正要望事項（新設）

（防衛省大臣官房会計課）

項目名	防衛力強化にかかる財源確保のための税制措置											
税目	—											
要望の内容	<p>我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保するため、税制部分について、「防衛力整備計画」、「令和5年度税制改正の大綱」、「令和6年度税制改正の大綱」、「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第74条」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえた税制措置を要望。</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1503 999"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 抜本的に強化される防衛力は、将来にわたって維持・強化していかなければならず、この防衛力を安定的に支えるために必要な、安定的な財源を確保することは重要な課題。この点、「防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定 閣議決定）」においては、2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの同計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>その上で、税制措置については、「令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）」では、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとされており、「令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）」、「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第74条」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）」において適当な時期に必要な法制上の措置を講ずることとされている。</p> <p>財源の確保は防衛力の抜本的強化のため不可欠なものであることから、防衛省として、改めて既往の閣議決定にある措置の実施による財源の確保を要望することとする。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昨年から引き続き要望するもの。	

令和7年度税制改正要望事項（新設）

（防衛省防衛政策局国際政策課）

項目名	日仏部隊間協力円滑化協定（R A A）（仮称）に基づくフランス軍に対する課税免除措置の創設											
税目	複数税目											
要望の内容	<p>日仏R A Aは、共同運用及び演習を円滑化すべく、自衛隊及びフランス軍の相互訪問に関し、一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続や同部隊の地位を定める内容とすることを予定するもの。</p> <p>現在交渉中の日仏R A Aにおいて、協定に基づきフランス軍を受け入れる際、訪問部隊による公用品の輸入等に係る関税及び内国消費税等の免除や、訪問部隊が日本国内で公用に供する資材等及び役務の取得又は利用に関し、接受国の部隊と同等の条件を適用する旨の規定が盛り込まれる見込みである。同協定については、令和6年度中に署名に至る可能性もあることから、それらの規定を実施するための課税免除措置の創設を要望。</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1495 996"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>日仏R A Aにより、自衛隊及びフランス軍の部隊による演習及び共同訓練の円滑な実施が可能となり、日仏間の安全保障協力が飛躍的に向上し、我が国の安全・安心の向上に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日仏R A Aにおいては、訪問部隊の公用品輸入等に係る免税や、公用品の取得・利用に関し接受国の部隊と同等の条件を適用する形での免税を検討しており、必要な課税免除措置を講ずることとしたい。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画（令和5年3月29日）に規定する「防衛省の政策評価における政策体系」において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除</p> <p>政策分野：1 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組、2 同志国等との連携</p> <p>施策：上記1について、国際平和協力活動等、上記2について、共同訓練・演習</p>
		政策の達成目標	日仏R A Aに基づき、自衛隊とフランス軍の間の共同運用及び演習を円滑にし、インド太平洋地域の平和と安定に対する日仏両国のコミットメントを確固たるものとする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	協力活動を実施するための訪問に際して、相互に免税措置を適用することにより、限られた予算の有効活用に資するものである。フランスとの安全保障上の協力関係の強化に伴い、今後共同訓練等が増加していくと見込まれることから、当該免税措置により自衛隊及びフランス軍の部隊による演習及び共同訓練がさらに促進されるとともに、その円滑な実施が可能となり、日仏間の安全保障協力が飛躍的に向上し、我が国の安全・安心の向上に資する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>要望の措置の妥当性</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>日仏R A Aにおいては、訪問部隊による公用品の輸入等に係る関税及び内国消費税等の免除や航空機燃料の免税、訪問部隊が日本国内で公用に供する資材等及び役務の取得又は利用に関し、接受国の部隊と同等の条件を適用する旨の規定を検討しており、必要な課税免税措置を講ずることは妥当。日豪R A Aにおいても、今回と同様の税制改正要望を提出し、免税措置が講じられた。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>今般初めて要望するもの。</p>	